

○文部科学省令第二十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第十八項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月八日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第三号口中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。